

(仮称) 登戸駅前地区市街地再開発事業に係る条例見解書の写しの縦覧を行います

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき、(仮称) 登戸駅前地区市街地再開発事業に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為の名称

(仮称) 登戸駅前地区市街地再開発事業

2 指定開発行為者

名称：登戸駅前地区市街地再開発準備組合

代表者：理事長 井出 正文

所在地：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

3 公告日

令和5年6月30日(金)

4 条例見解書の写しの縦覧

(1) 縦覧期間

令和5年6月30日(金) から令和5年7月14日(金) まで

(2) 縦覧場所及び時間

川崎市：多摩区役所(総合庁舎10階 総務課)・環境局環境評価課(市役所第3庁舎15階)
午前8時30分～午後5時。土曜、日曜を除く。

狛江市：狛江市役所環境部環境政策課

午前8時30分～午後5時15分。土曜、日曜を除く。

※川崎市・狛江市ともに縦覧開始日(6月30日)は正午から縦覧を行います。

*上記期間中、本市ホームページに当該条例見解書の内容を掲載します。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html>

検索

川崎市 アセス図書の公表



5 条例公聴会において意見を述べたい旨の申出書の提出期限

令和5年7月14日(金)(郵送の場合は7月14日消印有効)

6 事業内容等に関する問合せ先

名称：登戸駅前地区市街地再開発準備組合

所在地：東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

電話：080-8725-6462(担当：準備組合事務局・村井)

7 備考

「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に対して提出された意見書の概要及び当該意見書についての指定開発行為者の見解を記載した書類です。

環境アセスメントに係るお知らせ

令和5年6月30日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）登戸駅前地区市街地再開発事業に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 登戸駅前地区市街地再開発準備組合 理事長 井出 正文
	指定開発行為の名称	（仮称）登戸駅前地区市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	高層建築物の新設（第1種行為）、住宅団地の新設（第3種行為）、大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市多摩区登戸90街区の一部（川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業区域内）
	指定開発行為の目的	共同住宅及び商業施設の新設
	指定開発行為の内容	計画地面積 約5,950㎡ 建築物の高さ 約140m（塔屋等を含む最高高さ146m） 延べ面積 約63,500㎡（うち、住宅 約44,000㎡）
	指定開発行為の施行期間	令和7年4月（着工予定）～令和10年9月（完了予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和5年6月30日（金）～7月14日（金） 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて見解書の内容を御覧になれます。
	縦覧場所及び時間	川崎市：多摩区役所（総合庁舎10階 総務課）、環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階） 午前8時30分～午後5時。土・日曜を除く。 狛江市：狛江市環境部環境政策課 午前8時45分～午後5時15分。土・日曜を除く。 ※全ての縦覧場所で縦覧開始日（6月30日）は、正午から行います。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	【申出書の記載内容】 ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・指定開発行為の名称 ・申出理由及び意見の要旨 意見の要旨には、条例準備書及び条例見解書に対する環境影響評価に係る事項を個別かつ具体的な意見を簡潔に記述してください。 【申出ができる方】 ・条例準備書関係地域内（別紙参照）に住所又は勤務場所を有する者 ・条例準備書関係地域内で農業、林業又は漁業に従事する者 ・条例準備書関係地域内に事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体 【提出期限及び提出先】 提出期限：令和5年7月14日（金）（郵送の場合は令和5年7月14日消印有効） 提出先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価課宛て 提出方法：郵送、持参またはホームページのフォームから。（これ以外の受付は行いません） 申出書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意しています。
	条例公聴会の開催について	上記の申出があった場合で、市長が必要であると認めるときは、条例公聴会を開催します。 開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。 公聴会は、 8月19日（土）日中 の開催を予定しています。 【公述人について】 ・公述人に選定された方は公聴会に出席いただき意見を述べていただきます。（代理不可） ・公述人は、上記の申出をされた方の中から選定させていただきます。 ・公述人に選定された方に対し、条例公聴会の開催日時、公述事項、公述の方法及び時間等を記載した通知を送付します。 申出人数が15人を超えた場合は、次のとおり公述人を選定します。 ・環境影響評価に係る事項が多岐にわたるよう配慮させていただきます。 ・環境影響の程度がより大きい居住地域の方を考慮させていただきます。 公述人に選定されなかった方に対しても、不選定理由を記載した通知を送付します。 【条例公聴会を開催しない場合】 上記申出がなかった場合には、条例公聴会は開催されません。
ホームページ	ホームページから見解書の閲覧、公聴会の申出ができます。  <input type="text" value="川崎市 アセス図書の公表"/> https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html 	
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 FAX：044-200-3921	

関係地域の範囲（条例見解書より抜粋）

関係地域は、環境に影響が及ぶと予想される範囲とし、以下に示す範囲を包含する地域とする。

- ・建設機械の稼働による大気汚染物質、騒音、振動、冷暖房施設等の設置による騒音の影響が及ぶおそれがある範囲（計画地の敷地境界から100m程度の範囲）
- ・計画建築物により、風害を及ぼすおそれがある範囲（計画地の敷地境界から計画建築物の最高高さの2倍程度（約292m）の範囲）
- ・工事用車両及び施設関連車両の走行による大気汚染物質、騒音、振動の影響が及ぶおそれがある範囲（最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両等の主要な走行ルート沿道の50m程度の範囲）
- ・日照障害が及ぶ範囲
- ・テレビ受信障害が及ぶ範囲

市名	区名	関係町丁名	
川崎市	多摩区	登戸、登戸新町、宿河原1、2丁目、中野島、中野島4、5丁目、 枳形3、5、6丁目	上記町丁の一部
狛江市		猪方3、4丁目	上記町丁の一部

